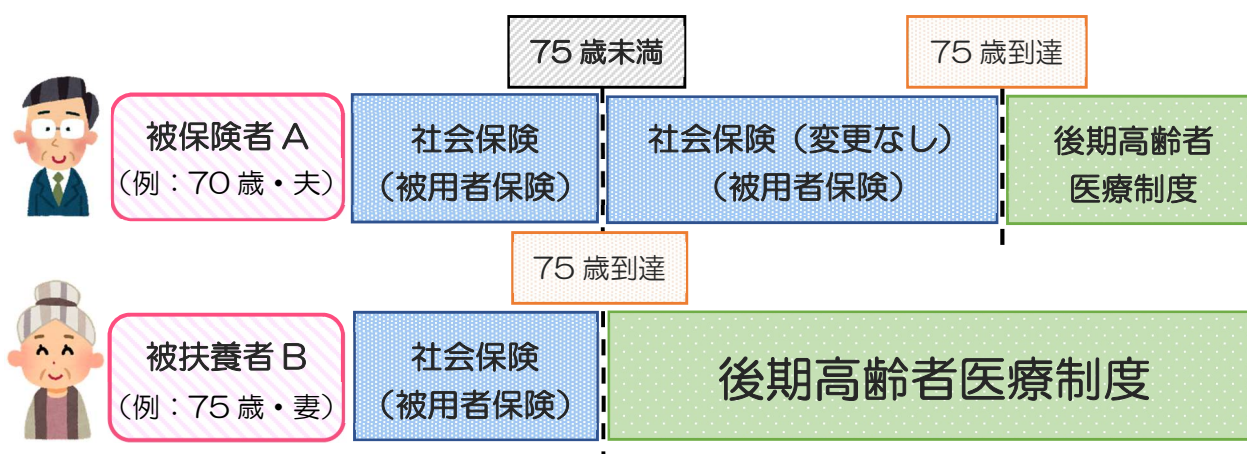


社会保険（被用者保険）の被扶養者だった方の 保険料の軽減について

◆被扶養者だった方の保険料軽減措置

社会保険（被用者保険）の被扶養者の方が、後期高齢者医療制度に移行した場合、これまで保険料を納めていなかった経緯から、激変緩和を図るため、後期高齢者医療制度保険料の軽減措置があります。



後期高齢者医療制度の資格を得た日の前日に社会保険（被用者保険）の被扶養者であった方（上記図中の被扶養者 B）は、後期高齢者医療制度の資格取得日から 2 年間は保険料均等割額が 5 割軽減されます。（所得割額は課されません。）

詳しくは、お住まいの市町区村の後期高齢者医療制度担当の窓口にご確認ください。

